

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年12月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第121号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「

てん書	方 25	名 古 屋 市 長 印	表彰・ほう賞 専用	市長室 秘書課長	横書きの 場合
		市 長 印 名 古 屋			縦書きの 場合
てん書	方 25	名 古 屋 市 長 印	辞令専用	総務局 職員部 人事課長	

を

」

「

てん書	方 25	名 古 屋 市 長 印	表彰・ほう賞 専用	市長室 秘書課長	横書きの 場合
		市 長 印 名 古 屋			縦書きの 場合
てん書	方 25	名 古 屋 市 長 印			に、

」

「

やまと 古字	方 4	名 古 屋 市 長 印	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務（電子印を使用するものに限る。）専用	スポーツ 市民局 地域振興 部 住民課長	
やまと 古字	方 21	住宅騒音防 名 古 屋 市 長 印 止事務専用	名古屋市住宅騒音防止工事費補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関する通知事務専用	環境局 地域環境対策部 大気環境対策課長	

を

」

「

やまと 古字	方 4	名 古 屋 市 長 印	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務（電子印を使用するものに限る。）専用	スポーツ 市民局 地域振興 部 住民課長	
-----------	-----	----------------	---	----------------------------------	--

に改

」

め、同表区長印の項中

「

やまと 古字	方 21	国民健康 区長印 保険専用	国民健康保険事務専用	健康福祉局 生活福祉部 保険年金課長	
やまと 古字	方 21	国民年金 区長印 事務専用	国民年金事務専用	健康福祉局 生活福祉部 保険年金課長	を
やまと 古字	方 21	後期高齢者 区長印 医療事務専用	後期高齢者医療事務専用	健康福祉局 生活福祉部 医療福祉課長	

」

「

やまと 古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>国民健康保険・後期</td></tr> <tr><td>区 長 印</td></tr> <tr><td>高齢者医療事務専用</td></tr> </table>	国民健康保険・後期	区 長 印	高齢者医療事務専用	国民健康保険事務及び後期高齢者医療事務（保険料その他の徴収金に係る徴収の猶予及び滞納処分に関する事務を除く。）専用	健康福祉局 生活福祉部 保険年金課長	
国民健康保険・後期								
区 長 印								
高齢者医療事務専用								
やまと 古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>名 古 屋 市 区 長</td></tr> <tr><td>国民健康保険 後期高齢者医療 滞納整理事務専用 ()</td></tr> </table>	名 古 屋 市 区 長	国民健康保険 後期高齢者医療 滞納整理事務専用 ()	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収の猶予及び滞納処分に関する事務専用	区保健福 祉センタ 一福祉部 保険年金 課長	括弧内に記入する字句は、管守者の属する区役所の名称に基づき市長が別に定める。 に改	
名 古 屋 市 区 長								
国民健康保険 後期高齢者医療 滞納整理事務専用 ()								
やまと 古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>国 民 年 金</td></tr> <tr><td>区 長 印</td></tr> <tr><td>事 务 専 用</td></tr> </table>	国 民 年 金	区 長 印	事 务 専 用	国民年金事務専用	健康福祉局 生活福祉部 保険年金課長	
国 民 年 金								
区 長 印								
事 务 専 用								

」

める。

附 則

この規則は、令和 8年 1月 5日から施行する。